

4 健やかに暮らせるまちづくり

健康寿命奈良県一を目標に、高齢者、障がい者を含む誰もが健やかに暮らせる町をつくる

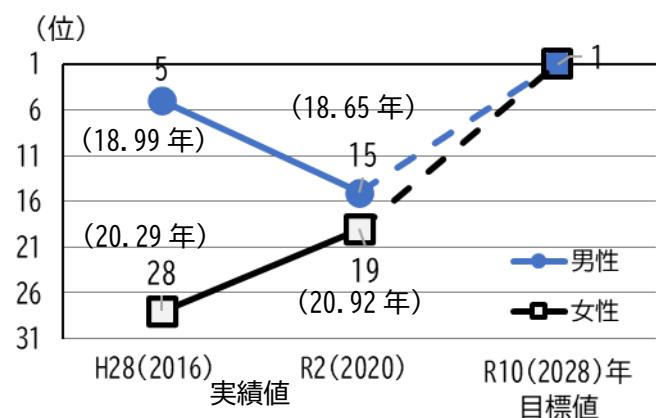
数値目標

◇数値目標4(1)

健康寿命（65歳の平均自立期間）
の県内市町村における順位
【男性】

◇数値目標4(2)

健康寿命（65歳の平均自立期間）
の県内市町村における順位
【女性】



基本的方向 10 高齢者支援の充実

具体的施策 20 高齢者福祉

具体的施策 21 介護保険

基本的方向 11 障がい者支援の充実

具体的施策 22 障がい者福祉

基本的方向 12 健康づくりの推進

具体的施策 23 健康づくり

基本的方向 13 地域で支え合うまちづくり

具体的施策 24 地域福祉

具体的施策 25 国民健康保険



具体的施策 20 高齢者福祉

関連する条例・分野別計画等

第9期王寺町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（策定中）

目指す姿

高齢者が自分らしく暮らせるまち

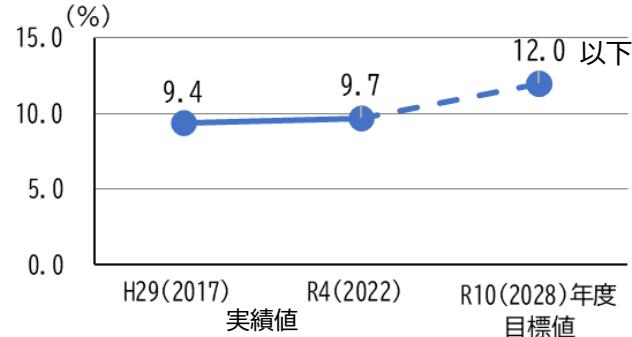
住民、団体、行政の協働によって、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 20-1

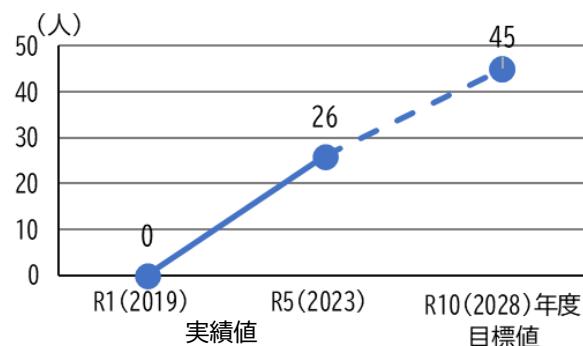
65歳以上の介護保険認定者における
「日常生活自立度Ⅱ」以上の認知症
の人の割合 ※

※数値が低い方が良くなる指標です



◆KPI 20-2

認知症サポーター養成講座
年間受講者数(キッズ除く)



現状と課題

●高齢者の社会参加の促進

町の高齢化率(65歳以上の人口比率)は年々上昇傾向で、平成29(2017)年の27.8%から令和5(2023)年には29.1%となっています。同じく75歳以上人口も増加傾向で、平成29(2017)年の3,083人から、令和5(2023)年には、3,902人となっています(住民基本台帳各年9月末日現在)。大規模な開発に伴って、同一世代が一斉に入居した住宅地では、高齢化が急速に進み、日常的な買い物に不便や苦労を感じる住民(買い物困難者)の増加が懸念されています。町では、令和4(2022)年度からグリーンスローモビリティの試験運行を支援するほか、令和5(2023)年度では、外出支援として公共交通機関の利用に対して補助を行う「やわらぎの手帳優遇措置事業」について、タクシー利用に対する助成の上限額を引き上げ、状況に応じた内容の見直しを行っています。

また、高齢者が培ってきた経験・知識を生かした社会参加や社会貢献の実現に向けた支援や、高齢者が気軽に集うことができる居場所づくり活動への支援が必要であるとともに、健康寿命の延伸に向けて、引き続き、歩く健康づくりや体操教室等、運動を中心とした取組を推進する必要があります。

●地域で高齢者を支える仕組みづくり

町内の65歳以上の高齢単身者世帯は、国勢調査によると平成27(2015)年の987世帯から令和2(2020)年には1,129世帯、高齢夫婦世帯(夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯)についても、平成27(2015)年の1,423世帯から令和2(2020)年には1,543世帯と確実に増加しています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするには、地域の団体、医療機関、福祉・介護事業所等、多様な関係機関が連携するネットワーク強化のため、自治会等による声かけの実施や、町内の各種団体、民間事業者等との協力のもと、平成31(2019)年3月にスタートした「王寺町高齢者・子ども見守り協力事業者ネットワーク」を拡大することが必要です。

また、町では、ごみ集積場所までごみ出しをすることが困難な方に対し、収集員が個別収集と合わせて安否確認を行う「やわらぎ安心(戸別)収集」を令和2(2020)年度から開始しています。

●認知症に対する支援

平成27(2015)年に策定された国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」では、令和7(2025)年には認知症高齢者が65歳以上の約5人に1人になると推計されています。王寺町においても、認知症高齢者の増加に対する備えとともに、認知症予防のための取組が必要です。

町では、介護予防教室や認知症相談窓口などの介護保険事業での認知症予防の取組のほか、見守り支援として、認知症の方が行方不明になった場合の早期発見・早期保護を目的に、衣服等に貼り付けたQRコードを携帯電話で読み取ると町や警察への連絡先が表示される「見守りQRコードシール」の配布や、各種団体や民間事業者等と協定を締結し、日頃の業務の中で情報提供や検索に協力いただく「認知症高齢者等SOSネットワーク」を構築しています。

具体的な取組

◆ 高齢者の健康づくり・生きがいづくり

・健康づくり

「シルバーウォーク」や「王寺町健康ステーション(※1)」等、ウォーキングに関する事業を引き続き実施し、「歩く健康づくり」や「フレイル(※2)予防」に取り組みます。また、町歌に合わせたオリジナル健康体操「やわらぎ体操」の普及・啓発に取り組みます。

※1 王寺町健康ステーションとは、リーベル王寺東館5階にある、誰でも気軽に健康づくりを実践できる拠点。最新の健康機器を使用して健康チェックをしたり、「おでかけ健康法」や活動量計を利用した「歩く健康づくり」を推進している。

※2 フレイルとは、健康な状態と要介護状態の間の段階で、加齢に伴う体力低下、低栄養、口腔機能低下等、心身の機能が低下し弱った状態のこと。

・知識や技能の活用

高齢者が長年培ってきた豊かな知識や技能を地域で生かすことができるよう、協働のまちづくりの担い手となる地域のリーダーを養成する講座等を実施するとともに、王寺町シルバー人材センターへの支援を通じた就業機会の確保に取り組みます。

・外出に対する支援

「やわらぎの手帳優遇措置事業」について、利用状況や利用環境等の変化に応じて事業内容の見直しを行うとともに、より効果的な高齢者の外出支援の方策について検討を実施します。また、将来型の公共交通（グリーンスローモビリティ、自動運転化、オンデマンド化）の実証実験を支援できる体制を検討します。

・デジタルデバイド対策(施策5再掲)

「スマホ・パソコン等のデジタル機器の操作」や「オンラインでの手続」に不慣れな高齢者等もデジタルの恩恵を受けることができるよう、スマホ教室・パソコン教室等を定期的に開催し、情報格差をなくすよう取り組みます。

◆ 地域で高齢者を支える仕組みづくり

・見守りネットワークの強化

自治会、自主防災組織等による、避難行動要支援者名簿を活用した声かけ活動を支援するとともに、郵便局や食材の宅配業者等、地域の事業者が町と協定を締結し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の見守りをしていただく「王寺町高齢者・子ども見守り協力事業者ネットワーク」や「認知症高齢者等SOSネットワーク」の輪を拡大します。さらに、この協定を締結した事業者を対象に、認知症サポーター養成講座等を開催するとともに、定期的なフォローアップ研修を行うことで地域での見守りネットワークの強化を図ります。また、ひとり暮らし高齢者等を対象とした「高齢者緊急通報サービス」においては、デジタル技術を活用した人感センサーによる24時間見守りサービスを継続するとともに、高齢者が自宅で安心して生活できるようサービスの拡充を検討します。

・ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の要支援者に対する相談支援体制の充実

高齢者本人や認知症家族等が抱える複合化・複雑化した課題等を包括的に受け止め、地域包括支援センターを中心に、医療機関、介護または障がい福祉事業所、弁護士、奈良県等の関係機関と連携を図りながら、解決に向けた支援を行います。

・居場所づくり

地域の公民館や自治会館等で仲間づくりの場として実施されるサロン活動において、フレイル予防となる活動メニューを提示する等の支援を行います。

◆ 認知症に対する支援

・認知症に関する相談・治療に結びつける連携体制の充実

認知症初期集中支援チーム(※)による、認知症の早期診断、早期対応の取組を推進します。また、専門相談員による「認知症相談窓口」の開催場所を増やすとともに、認知症の方やその家族が気軽に参加できる機会を創出します。

※認知症初期集中支援チーム：専門医や社会福祉士等の医療・介護の専門職で構成され、認知症の人及び家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム

・認知症サポーターの養成

認知症を理解し、地域で認知症の人やその家族に対して可能な範囲で支援を行う認知症サポーターを増やすため、住民、各種団体や義務教育学校児童生徒を対象とした養成講座を引き続き開催します。

また、認知症サポーター養成講座の受講者へフォローアップ研修を行い「チームオレンジ」として地域での見守りや支援の輪を広げます。

・家族への支援

認知症の人が一人で外出して道に迷った時、服などに貼り付けたQRコードを読み取ると連絡先が表示されるサービスの実施や、居場所がすぐに分かるGPS（全地球測位システム）機能付の探知機を家族へ提供する等、家族の負担軽減を図ります。

役割分担

	住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症への理解を深めるとともに、認知症サポーター養成講座や認知症啓発講座に参加します。 ●積極的に外出する等、健康づくりや介護予防活動に取り組みます。 ●知恵や経験を地域社会に生かします。 ●高齢者施策に関する意見を行政に届けます。
	地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者を地域で支えるネットワークづくりを行います。 ●ひとり暮らし高齢者の見守り活動に取り組みます。 ●認知症への理解を深め、地域の認知症高齢者を見守り、支援を行います。 ●高齢者の積極的な社会参加を促進します。
	団体、事業者 の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員に対して、介護休暇が取得しやすい環境づくりに取り組みます。 ●介護予防に関する情報提供や、一人ひとりの状態に応じた質の高い介護サービスの提供を行います。



具体的施策 21 介護保険

関連する条例・分野別計画等

第9期王寺町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（策定中）

目指す姿

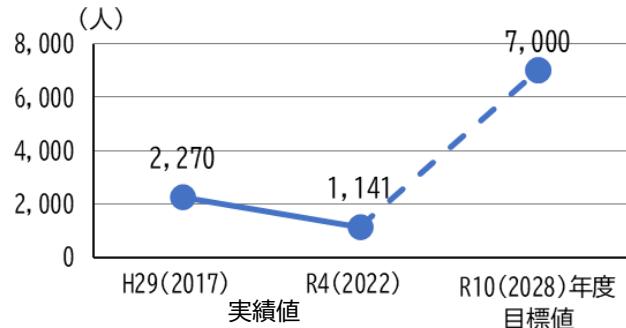
介護を必要とする人が安心してサービスを受けられるまち

介護を必要とする人が、一人ひとりの状態に応じたサービスを、住み慣れた地域で安心して受けることができるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 21-1

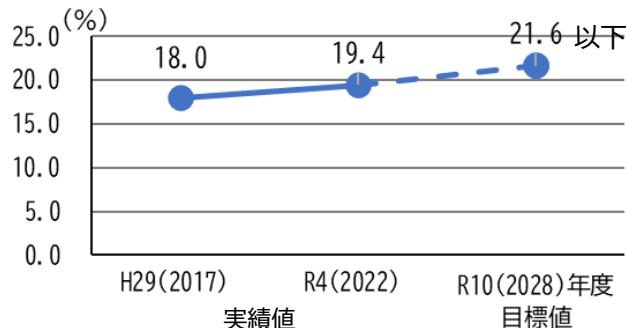
各種介護予防教室の年間受講者数
(延べ)



◆KPI 21-2

65歳以上（介護保険第1号被保険者）
の要支援・要介護認定者の割合 ※

※数値が低い方が良くなる指標です



現状と課題

●地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援といった、高齢者を支えるサービスが一体的に提供され、地域ぐるみで高齢者の生活全般を支える地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

西和地区では、地域拠点病院や医療機関、薬局、介護事業所、奈良県や西和7町等で構成する「西和メディケア・フォーラム」において、西和医療センターを中心に顔の見える関係を築き、地域包括ケアシステム運営において必要な情報をスムーズに共有するための仕組みづくりを推進してきました。今後は、国のデジタルトランスフォーメーション（DX）の動きに同調して、デジタル技術を用いてインターネット上で情報共有が可能な仕組みを構築することが望されます。

●効果的な介護サービスの充実

王寺町でも高齢化率は上昇傾向にあり、高齢者数の増加に伴って要介護認定者数も年々増加しています。65歳以上の要介護認定者数は、平成29(2017)年度の1,203人から、令和5(2023)年度には1,356人と増加しています。引き続き、介護予防（認知症予防、フレイル対策）の強化に努める必要があります。町が誘致を進めてきた特別養護老人ホームや、令和2（2020）年4月に新たに開設された介護付き有料老人ホームを活用しながら、介護予防のための教室や出前講座等の取組を強化することが望まれます。また、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備の推進や介護人材確保の取組強化が求められています。

具体的な取組

◆ 継続的な地域包括ケアシステムの推進

・医療と介護の連携

「西和メディケア・フォーラム（※）」において、介護を必要とする人が、住み慣れた地域で生活できるよう、入退院時に医療機関や介護事業所等が情報共有するための「退院調整ルール」の改善、さらに、国が推し進めるオンラインによる情報共有を視野に入れた地域包括ケアシステムの深化を図ります。

※西和メディケア・フォーラム：「地域包括ケアシステム」を推進していくにあたり、西和7町の区域では、奈良県と奈良県西和医療センターが中心となって地域の医療機関・薬局・介護事業所・行政等の関係者が連携強化を図る場。

・地域包括ケア会議の開催

さまざまな問題を抱える高齢者の支援を図るとともに、地域の課題を把握するため、ケアマネジャーや介護事業者、民生児童委員、医師、歯科医師等、多職種により構成される「王寺町地域ケア会議」を継続して開催します。

・特別養護老人ホーム等を拠点とした安心拠点の推進

特別養護老人ホーム内に設置した「地域交流スペース」を健康づくり、介護・フレイル予防、リハビリテーションの場として活用し、包括的な支援・サービス体制を推進します。また、介護付き有料老人ホームと連携して、入所者と地域の方との交流の場を創設します。

・切れ目のないリハビリテーション体制の推進

短期集中型リハビリテーション事業「ちゃれんじDX教室」と「いつでもチャレンジ教室」の2教室を引き続き実施します。あわせて、特別養護老人ホーム内の「地域交流スペース」を活用したリハビリ教室等を実施するなど、元気な高齢者から介護が必要な高齢者まで、個々の心身の状態に応じた効果的なリハビリテーションを充実させることで自立を促すとともに、フォローアップを実施します。

また、理学療法士や作業療法士を派遣したリハビリテーションの場を、サロン活動や地区公民館において引き続き実施していきます。更に、地域主体の介護予防の拠点づくりとして、町内の地区公民館における地域の住民が主体となった体操教室等の実施に向け支援を行います。

◆ 効果的な介護サービスの実施

・「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施

要支援1・2の認定を受けた人等に対する訪問介護や通所介護のサービスの提供や、65歳以上の高齢者を対象とした体操教室など、効果的かつ効率的な支援を継続して実施するとともに、先進的な介護サービスに取り組んでいる他自治体の事例を研究し、町の特性に応じた様々なサービスの提供を図ります。

役割分担

	住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険制度、介護予防等に关心を持ち、理解を深めます。 ●自身・家族等の状態に応じて、適切に介護サービスを利用します。 ●要支援・要介護の状態が進行しないよう、介護予防等に取り組みます。 ●ボランティアの一員として、介護予防等の事業に参画します。
	地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で介護予防等の事業に取り組みます。 ●地域で声かけをして、健康づくりに関するイベントへの参加を促します。 ●地域で高齢者を見守ります。
	団体、事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防に関する情報提供や一人ひとりの状態に応じた質の高い介護サービスの提供を行います。

具体的施策 22 障がい者福祉



関連する条例・分野別計画等

第4期王寺町障がい者計画／第7期王寺町障がい福祉計画（策定中）

目指す姿

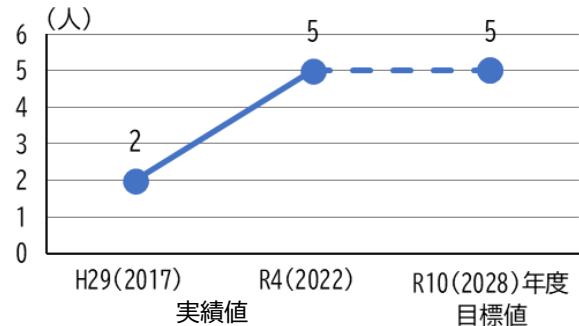
障がいのある人もない人もともに暮らしやすいやわらぎのまち

障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、ともに自分らしく生活できるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

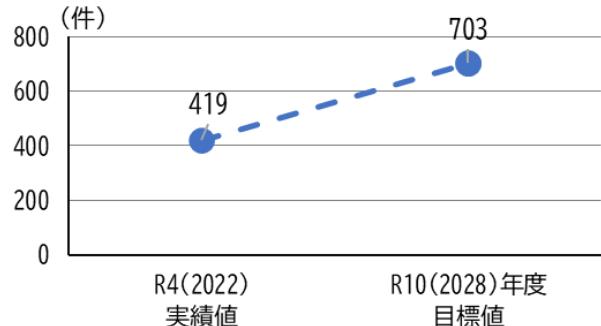
◆KPI 22-1

福祉施設における就労から一般就労の年間移行者数



◆KPI 22-2

障がいに関わる一般相談の件数



◆KPI 22-3

手話奉仕員登録者数



現状と課題

●障がい福祉サービス等の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、各種の障がい福祉サービスによる生活支援や相談支援を充実させ、生活の自立や社会参加に向けた環境整備を推進することが必要です。障がいにより福祉施設へ入所している人や精神障がいにより長期間入院している人が、施設や病院を出て、地域で自立して暮らせるよう、グループホームや相談事業所等との連携を推進する必要があります。

また、児童発達支援など障がい児に係る福祉サービスの利用者が年々増加しています。乳幼児期から学齢期までの障がいのある子どもへの支援として、乳幼児健診等による障がいの早期発見と専門機関での早期療育、障がいの状況や発達に応じた保育・教育の提供、サービスの提供体制の確保等、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する必要があります。

●地域共生社会の実現

地域の中で、障がいの有無等で分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら協力する地域共生社会を実現するためには、障がいのある人が社会活動に参加し、活躍できる環境や仕組みづくりを進める必要があります。障がいについての正しい理解を広め、障がいを理由とする差別の解消や権利擁護等の取組を推進することが必要です。

また、障がいのある人が地域で自立した生活を送り、社会参加するには、自ら情報を取得することや、意思表示のためにコミュニケーションを図ることが不可欠となります。そのため、町では、手話は言語との認識に基づき手話に対する理解と普及を図る「王寺町手話言語条例」を令和2（2020）年9月に施行するとともに、手話奉仕員の育成も図っています。福祉サービスや周囲の人達による支援だけでなく、社会全体における理解促進や、デジタル技術の発展に応じた多様なコミュニケーションに係る支援の検討が必要です。

●社会参加の促進

福祉施設における就労から一般就労への年間移行者数は、着実に伸びつつあります。引き続き、就労支援や雇用促進のため、障がいのある人が地域福祉の担い手や働き手としても活躍できる環境や仕組みづくりが必要です。

また、障がいのある人がスポーツ活動や文化芸術活動に参加することを通して、心身の健康保持と生きがいをもつことができる環境づくりを推進する必要があります。

具体的な取組

◆障がい福祉サービス等の充実

・早期療育と障がい児福祉サービスの推進

「こども家庭センター（※1）」での妊娠期からの切れ目のない支援や臨床心理士による保育園等への巡回相談を通じて、障がいを早期に発見し、専門の医療・療育機関につなげます。また、相談支援体制や個々の障がい特性、発達過程に応じた課題に対する支援を強化するために、地域の障がい児支援の中核機関として、児童発達支援センター（※2）の広域での設置に向けて取り組みます。

さらに、特別支援学級(※3)や通級指導教室(※4)では、障がいのある子ども一人ひとりの発達段階に応じた指導内容の充実に取り組みます。

- ※1 こども家庭センター：「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」の機能を統合した、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対して一体的に相談支援を行う機関。
(児童福祉法等の一部改正：令和6年4月1日施行)
- ※2 児童発達支援センター：就学前の障がいのある子どもが通所し、日常生活における基本的動作の指導、知識・技術を取得し、集団生活に適応できるように支援を行うとともに、地域の中核的な支援施設として、家族への相談や障がいのある子どもを預かる施設への援助・助言などを合わせて行う施設。
- ※3 特別支援学級：児童・生徒の障がいの種類や程度に応じて、個別の教育内容や方法を提供するために設置された学級で、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、知的障がい、自閉・情緒障がいの7種類がある。
- ※4 通級指導教室：義務教育学校に通う視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、言語障がい、自閉・情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいの比較的の障がいの程度が軽い子どもが一人一人の障がいに合わせた個別の指導を受ける教室のこと。

・障がい福祉サービス等の充実

障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、また「親亡き後」への問題に対応するため、各種相談やグループホーム等の体験利用、緊急時の受け入れ対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の整備等、地域における自立した生活の実現に向けて取り組みます。また、障がいのある人の学校卒業後や社会復帰の際の支援として、地域活動支援センター(※)をはじめ、障がい福祉事業所等と連携を深め、居場所づくりや就労支援を行います。

※地域活動支援センターとは、障がい者をサポートする施設で、創作の場の提供や地域との交流機会の創出、相談の受付などの支援を行う。王寺町では、令和4年10月に町内NPO法人に委託して、町内で初めての地域活動支援センターを開設している。

・地域生活への移行支援

障がいにより福祉施設や病院に長期間入所や入院をしている人が地域で暮らせるよう、西和7町障害者等支援協議会において地域移行を推進する部会にて検討を進めるほか、西和7町で精神障がい者に対応した相談支援体制の強化に向けて協議を行い、地域で生活するための支援に取り組みます。

◆ 地域共生社会の実現に向けた取組

・コミュニケーション支援の充実

「手話言語条例」の制定を足掛かりに、手話の理解促進や普及、手話奉仕員の拡大を図るとともに、タブレット端末等のICTを利用した手話翻訳等の新たなコミュニケーション支援を検討します。また、それぞれの障がい特性に応じたコミュニケーション手段についても研究し、情報提供・入手支援の充実を図ります。

・啓発・広報活動の推進

障がいを正しく理解するため、広報紙等で引き続き情報発信を行います。また、精神障がいや外見からは分かりにくい障がいについて、正しい知識を普及するため、啓発のための講座の開催等に取り組みます。

・交流・ふれあいの促進

町内の福祉作業所が運営するオープンカフェを通じて、障がいのある人の居場所づくりと交流機会の拡大に取り組みます。また、地域活動支援センターでは、障がいのある人の居場所としてだけではなく、その家族間の交流の場や障がい者と地域の人との交流の場としての活用を促進します。

・福祉活動の担い手の確保

ボランティアや地域活動等へ参加意向のある人が活動の機会を得られるよう、王寺町社会福祉協議会が中心となってボランティアに関する情報を一元化し情報提供の充実を図るとともに、支援が必要な人と支援をしたい人をつなげる仕組みを構築します。

また、福祉に関する講座やボランティア体験の開催等、人材育成につながる事業を展開し、ボランティア活動への意識高揚、参加促進を図ります。

・権利擁護の促進

障がいのある人に対する不利益な取扱いや合理的配慮の不提供等、障がいを理由とする差別が生じないよう、広報・啓発を行います。また、障がいのある人の権利を擁護する取組として、成年後見制度を広く周知・啓発し、手続きの援助を行う等、利用の促進を図ります。

◆ 社会参加の促進

・活躍できる環境・仕組みづくり

障がいのある人がサービスの受け手となるだけなく、サービスを提供する働き手として、地域で活躍できる環境や仕組みづくりに取り組みます。

また、王寺町オリーブプロジェクト事業において、町内障がい福祉事業所がオリーブの収穫、仕分け、苗の育成等の作業に加わることができるように、農福連携の取組を進めます。

・障がいのある人のスポーツ・文化芸術活動への支援

障がいのある人に対してスポーツ活動やスポーツイベントの情報を提供し、参加を促進します。

また、ニーズに応じて障がいのある人に配慮したスポーツ機器を整備します。

文化芸術活動では、福祉まつりの音楽発表会、障害者週間における作品展等、障がいのある人が発表し、また芸術にふれる機会を創出します。

役割分担

	住民の役割	<ul style="list-style-type: none">● 障がいに対する正しい認識と理解を深めます。● 障がいのある人との交流の場に積極的に参加します。● 障がい福祉制度の正しい情報を持ち、適切な障がい福祉サービスを利用しながら、社会参加します。
	地域の役割	<ul style="list-style-type: none">● 他人を思いやり、互いに助け合える地域社会を構築します。● 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域で助け合い、支え合う体制を整えます。● 障がいのある人が地域活動等に参加しやすい環境を整えます。
	団体、事業者 の役割	<ul style="list-style-type: none">● ニーズに応じた適正な障がい福祉サービスの提供や、障がいのある人の状況に応じた就労サービスの提供に努めます。



具体的施策 23 健康づくり

関連する条例・分野別計画等

第4次王寺町健康増進計画及び食育推進計画／王寺町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画／王寺町国民健康保険第3期データヘルス計画／王寺町自殺対策計画

目指す姿

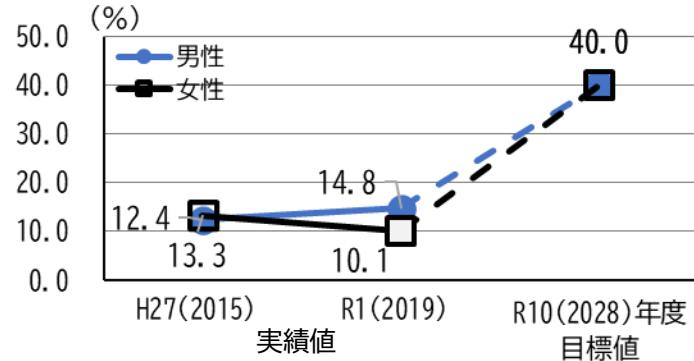
健康寿命奈良県一のまち

「自分の健康は自分で守る」を基本に家族・地域でその実践を支え合い、住民と行政の協働による健康づくりが活発に行われ、健康寿命奈良県一のまちになっていきます。

重要業績評価指標（KPI）

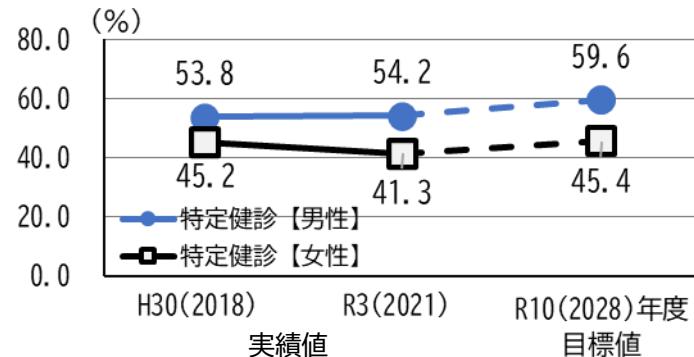
◆KPI 23-1

[マイアセスマント調査] 1日 30 分以上の運動・スポーツを週 2 回以上 1 年以上継続して実施している人の割合【男性】



◆KPI 23-2

[マイアセスマント調査] 1日 30 分以上の運動・スポーツを週 2 回以上 1 年以上継続して実施している人の割合【女性】



・23-1 補助指標

[特定健康診査] 1日 30 分以上の運動・スポーツを週 2 回以上 1 年以上継続して実施している人の割合【男性】

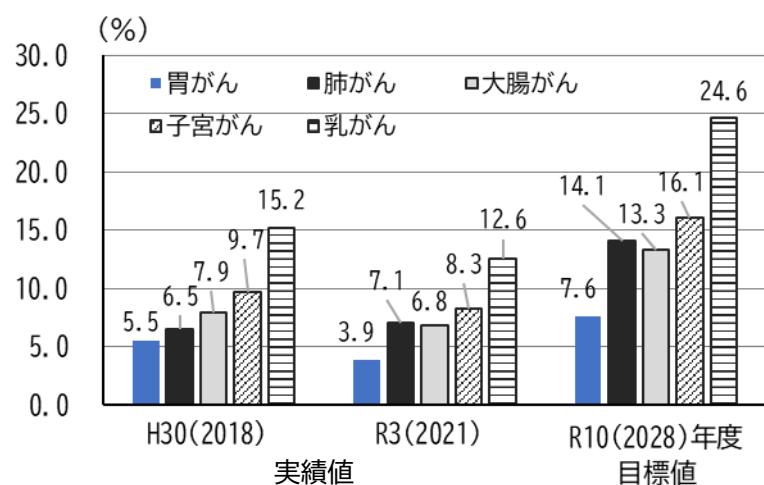
・23-2 補助指標

[特定健康診査] 1日 30 分以上の運動・スポーツを週 2 回以上 1 年以上継続して実施している人の割合【女性】

◆KPI 23-3, 4, 5, 6, 7

がん検診の受診率

胃・肺・大腸・子宮・乳がん



現状と課題

●健康寿命の延伸に向けた健康づくり

町では、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度を計画期間とする「第4次王寺町健康増進計画及び食育推進計画」を策定し、引き続き住民と行政の協働による健康づくりを推進しています。奈良県による「健康寿命に寄与する要因等の研究結果」の内容から、「運動の推進」「がん検診」「減塩・野菜摂取の促進」「禁煙」の4項目を中心に健康課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

「シルバーウォーク」や健康づくりボランティアを中心に実施している「ヘルスアップ教室」等を開催し、歩くきっかけづくりに取り組んでいます。奈良県健康ステーション（王寺）が令和4（2022）年度末で終了したため、令和5（2023）年度から新たに町直営の健康ステーションを設け、町民を対象におでかけ健康法や活動量計を活用した「歩く健康づくり」を実施しています。引き続き、健康ステーションを充実し、日頃からの「歩く健康づくり」を推進していく必要があります。

また、令和元（2019）年度から、楽しみながら健康行動の実践につなげるために、がん検診の受診や歩くことでポイントが得られる「健康ポイント事業」を開始しました。

健康づくりに取り組むきっかけづくりのため、自治会に出向き「いきいき健康サロン」を開催しています。コロナ禍で実施回数が減少したものの、引き続き運動や減塩、野菜摂取など生活習慣の改善について啓発が必要です。

禁煙に取り組むボランティア団体と協力し、町内の義務教育学校及び幼稚園で「喫煙防止教室」を開催する等、たばこの害に関する啓発活動を実施しています。令和元（2019）年度の「王寺町マイアセスマント調査」では、喫煙率は奈良県の喫煙率を上回っていることから、今後も禁煙に関する取組が必要です。

●疾病の予防・早期発見

がん検診の受診率は、コロナ禍での受診控えなどの影響から、減少傾向が見られますが、特定健康診査については年々受診率が上昇しています。健診受診率向上に向け、郵便による通知や電話による受診勧奨を行っていますが、今後もがんの早期発見や生活習慣病の予防に向け、普及啓発や受診勧奨の継続が必要です。

「歯と口腔の健康」は、食べる喜び、話す楽しみを保つ上で重要であり、健康寿命の延伸や生活の質と密接な関連があり、歯科総合健診の充実、啓発に努める必要があります。

また、疾病（感染症）の予防のため、高齢者インフルエンザ（定期）接種等を実施していますが、感染症の蔓延防止や罹患抑制のため、継続的な予防接種実施の取組が必要です。

●自殺対策計画の推進

令和元（2019）年度から令和7（2025）年度を計画期間とする王寺町自殺対策計画では、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指しています。引き続き、正しい知識の普及やゲートキーパー（※）の養成等に取り組むことが必要です。

※ゲートキーパー：死にたいなどの悩みを抱えた人に「気づき」、話を「聴き」、適切な相談機関に「つなぎ」、「見守る」人のこと。養成講座を受ければ誰でもなることができる。

具体的な取組

◆ 健康寿命の延伸に向けた健康づくり

・歩く健康づくりの推進

「シルバーウォーク」、「王寺町健康ステーション」等、ウォーキングに関する事業を引き続き実施します。保健センター及び「王寺町健康ステーション」では、「おでかけ健康法」を引き続き普及することで、活動量計を活用した「歩く健康づくり」を浸透させ、疾病予防や健康寿命の延伸を図ります。

・王寺町健康ステーションの充実

誰でも気軽に健康づくりを実践できる拠点である「王寺町健康ステーション」の充実を図ります。「おでかけ健康法」を引き続き普及することで、活動量計を活用した「歩く健康づくり」を浸透させ、疾病予防や健康寿命の延伸を図ります。今後は、健康の保持増進のための効果的な歩き方がより明確になるように、活動量計に代わる最新の機器の導入を検討します。また、住民の健康意識を向上させ、「歩く健康づくり」のきっかけづくりとして、様々な健康機器による健康チェックや健康講座を実施します。

・いきいき健康サロンの実施

自治会等に出向き、健康測定器具を使用した健康チェック及び健康講座を引き続き実施するとともに、減塩レシピや適切な野菜摂取量を周知し、食事や運動といった生活習慣の改善を図ります。また、町歌に合わせたオリジナル健康体操「やわらぎ体操」の普及・啓発に取り組みます。

・「健康ポイント事業」の推進

歩く健康づくりや各種がん検診等の健康づくり活動への参加に応じたポイントの付与や、貯まったポイントを使用して特典を受けることができる「健康ポイント事業」を実施し、積極的に健康づくり活動に参加することで、疾病予防や健康寿命の延伸を図ります。また、働き盛り世代等の若い世代の利用を促進するため、健康ポイント事業のデジタル化も含め、より利用しやすい方法を検討していきます。

・喫煙を防ぐための取組

「世界禁煙デー」や「集団がん検診」等において、住民と協働で喫煙防止・受動喫煙防止等の呼びかけを行うとともに、禁煙希望者への相談や禁煙外来の情報提供を行うことで喫煙率の低減を図ります。また、学校での取組として、子どもの頃から喫煙の害について学ぶ「喫煙防止教室」を実施するとともに、保護者への啓発にもつながる取組を行います。

◆ 疾病予防・早期発見・治療に向けた取組

・がん検診受診率の向上

がんの治療は早期発見が最も重要であることから、町内医療機関と連携した受診勧奨や広報紙等による受診勧奨、個別案内を引き続き実施します。

・特定健康診査受診率の更なる向上

特定健康診査対象者への個別通知や未受診者への電話勧奨、特定健康診査受診者へのインセンティブの実施（雪丸グッズ等のプレゼント）を引き続き行うことで、受診率の更なる向上を図ります。また、受診結果に基づく適切な保健指導を行うことにより、生活習慣病を予防します。

・歯科総合検診の充実（対象者の拡大）

対象年齢を18歳以上に拡大することで、若い年齢層からむし歯や歯周病などの歯科疾患の予防を行い、80歳で20本以上自分の歯を有すること（8020運動）を目指します。また、高齢者を対象に介護予防教室等での口腔ケア講習や、歯科衛生士が自治会等に赴く口腔ケアの出前講座を引き続き実施します。

・感染症予防対策の推進（予防接種の実施・費用助成）

高齢者インフルエンザ（定期）、高齢者肺炎球菌ワクチン（定期）接種を実施し、感染症のまん延の防止や感染症による患者の発生の減少に努めます。

◆ 自殺対策計画の推進

・自殺対策計画の推進

王寺町自殺対策計画に基づき、自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けてパンフレットの配布による自殺対策に関する正しい知識の普及やゲートキーパーの養成等に取り組みます。

役割分担

	住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●健康に関する正しい知識を習得し、積極的に健康づくりを実践します。 ●各種ウォーキングイベント等へ積極的に参加するとともに、生活習慣の改善に取り組みます。 ●減塩・野菜摂取を心がけます。 ●禁煙を心がけます。 ●定期的に健康診断やがん検診、特定健康診査を受診します。
	地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域において健康に関する情報の共有、交換を行い、主体的に健康づくり活動に取り組みます。 ●地域全体で運動教室や減塩料理教室等を開催するなど、健康づくりの推進に主体となって取り組み、地域の健康意識を高めます。
	団体、事業者 の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●健康診断やがん検診、特定健康診査の受診を積極的に勧め、従業員の健康づくりに取り組みます。 ●質の高い健診や保健指導を適切に行います。



具体的施策 24 地域福祉

関連する条例・分野別計画等

第2期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画

目指す姿

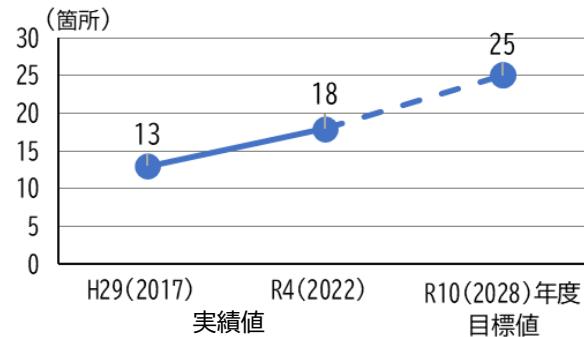
住民同士が支え合い、助け合えるまち

住民同士が、お互いに支え合い、助け合いながら、誰もが身近な地域で安心して暮らせるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

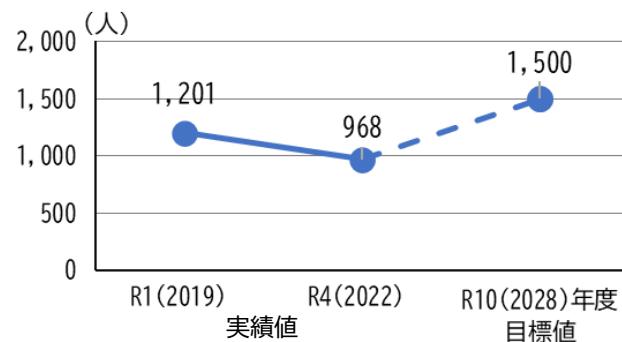
◆KPI 24-1

サロンの箇所数



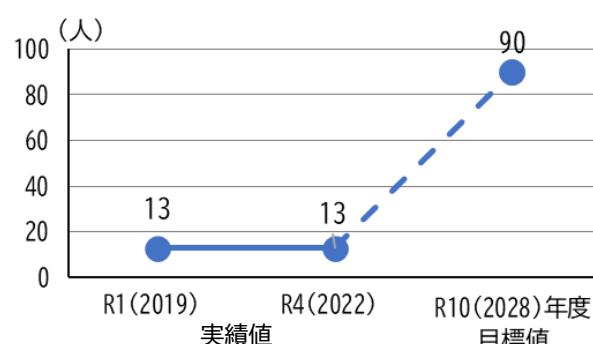
・24-1 補助指標

社協主催のサロン参加者数



◆KPI 24-2

介護(生活支援)ボランティア登録者数



現状と課題

●ふれあい、生きがいをもてる居場所づくり

地域の居場所づくりとして住民が主体となって運営されているサロンは令和4（2022）年度には18か所となっています。令和2・3年度はコロナ禍の影響でサロン活動を自粛する団体が多くありましたが、感染対策をとりながらの活動が再開されています。地域における多様な生活課題の解決に向けた住民による自発的な取組を後押しするため、住民主体のサロン活動やこども食堂等を引き続き支援していく必要があります。

●地域を支える人づくり

福祉ニーズの多様化、複雑化に伴い、福祉の担い手の確保がますます重要になっています。町内では様々なボランティアグループが活動していますが、王寺町社会福祉協議会が中心となって、広く住民にボランティア活動等への参加を促していくとともに、必要な情報の提供や活動資金の助成、活動拠点の整備等、行政からの支援を充実していくことが必要です。今後は、王寺町に関わるすべての人が、地域を支える存在として、一人ひとりが積極的に地域福祉の推進に力を発揮できるよう、自治会単位のみではなく地区単位での活動の促進や担い手の育成支援が必要です。

●助け合い・支え合いのつながりづくり

若い世代やひとり暮らしの人など、誰もが地域とのつながりを実感しながら安心して生活できる社会を築くことが求められています。町では「あいさつ+1（プラスわん）運動」などの声かけ運動や地域活動を通じた住民間の交流を促す取組を進めてきました。

今後も王寺町社会福祉協議会がコーディネーター的役割を担いながら「地域のつながりづくり」「顔が見える関係づくり」を支援する必要があります。

具体的な取組

◆ 居場所づくりの推進

・居場所づくりの推進

サロン活動やこども食堂等、自宅に閉じこもりがちな人の外出のきっかけづくり、気軽に集える居場所づくりに向けての取組に対し、引き続き支援を行うとともに、それぞれの活動のつながりづくりを推進します。また、SNS等を活用した広報や、若い世代が参加しやすいイベントを企画する等、世代間交流を促進します。

◆ 地域を支える人づくり

・ボランティア活動の推進

ボランティアや地域活動等へ参加意向のある人が活動の機会を得られるよう、ボランティアに関

する情報を一元化し情報提供の充実を図るとともに、支援が必要な人と支援をしたい人をつなげる仕組みを構築します。また、ボランティア活動に取り組む人同士が交流できるよう、活動の拠点となる場の確保と提供に努めます。

また、福祉に関する講座やボランティア体験の開催等、人材育成につながる事業を展開し、ボランティア活動への意識高揚、参加促進を図ります。

・次世代の担い手づくり

地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を支援できるよう、幼稚園、保育園、認定こども園、学校と地域の連携を支援し、将来、子どもたちが地域とつながりを持った「地域の担い手」に成長してもらえるよう、福祉教育を推進します。

◆ 助け合い・支え合いのつながりづくり

・身近な地域での助け合い、支え合い

「あいさつ+1（プラスわん）運動」などの声かけ運動や地域活動を通じた住民間の交流を促していくとともに、避難行動要支援者名簿を活用して、普段から自治会長や自主防災会等が安否確認や声かけ等に役立てるための仕組みを構築します。

・重層的支援体制整備事業の推進

本人や家族が抱える複合化・複雑化した課題等に対して、世代や属性を問わず包括的に受け止め、医療機関、介護または障がい福祉事業所、弁護士、奈良県等の関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けた支援を行います。

役割分担

	住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のことに関心を持ちます。 ● 隣近所の人と日ごろからコミュニケーションを図り、顔なじみをたくさんつくります。 ● 地域福祉活動やボランティア活動へ積極的に参加します。 ● 悩みごとや困りごとがあれば積極的に相談します。
	地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の課題やニーズを共有し、小さな「気づき」も大切にする「見守り」や「支え合い」の体制づくりを行います。 ● サロン、こども食堂等、様々な居場所づくりを推進します。 ● 平常時名簿の情報を基に、見守り活動を行います。 ● 地域が主体となって地域の課題解決や住民福祉の増進に取り組みます。
	団体、事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉活動やボランティア活動へ積極的に参加、協力します。 ● 専門的な視点から対象者の状態に応じたサービスを提供するとともに、サロン活動やボランティア活動等の拡充に協力します。 ● 地域課題の解決や住民福祉の増進に貢献します。



具体的施策 25 国民健康保険

関連する条例・分野別計画等

王寺町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画（策定中）／王寺町国民健康保険第3期データヘルス計画（策定中）

目指す姿

誰もが自分の健康に関心を持ち、自分らしく、いきいきとした毎日を過ごせるまち

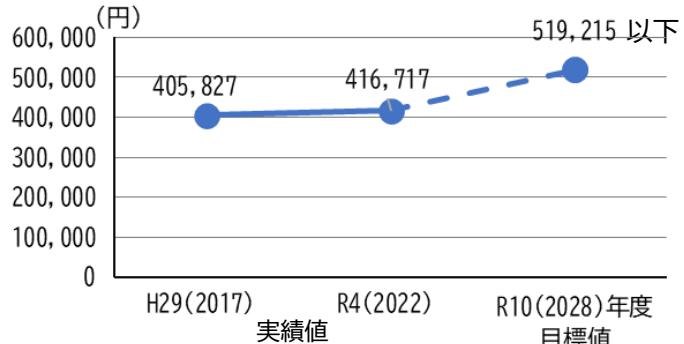
国民健康保険被保険者の健康の保持・増進と医療費の抑制が実現され、国民健康保険制度が持続可能なものとして運営されています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 25-1

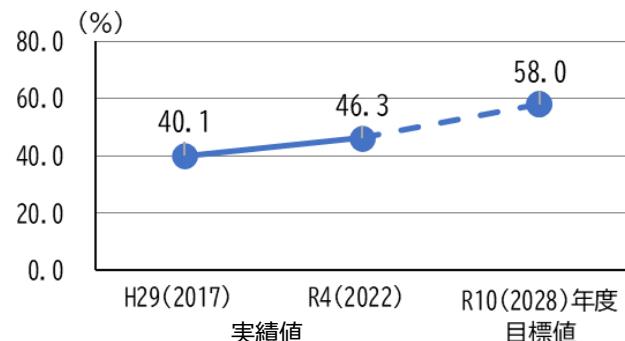
国民健康保険被保険者の年間
1人当たり医療費 ※

※数値が低い方が良くなる指標です



◆KPI 25-2

国民健康保険被保険者の
特定健康診査受診率



現状と課題

●効果的な保健事業の実施

国民健康保険被保険者の医療費の詳細な分析を基に策定した王寺町国民健康保険データヘルス計画に基づき保健事業を実施しています。令和6（2024）年度から5年間は、新たに策定した第3期計画に基づき、より効果的な保健事業の実施に取り組む必要があります。

また、生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を目的に、特定健康診査を実施しています。受診率は、令和2（2020）年度のコロナ禍に伴う受診控えによる影響を除くと、着実に上昇していますが、引き続き未受診者に対しての働きかけが必要です。人間ドックを対象に実施している「健診費用の一部助成」についても引き続き利用促進のための取組が必要です。

●国民健康保険の健全な運営

王寺町国民健康保険の被保険者1人当たりの医療費は増加と減少を繰り返しています。医療費を抑制するため、ジェネリック（後発）医薬品の使用によって減少する自己負担額を記載した「ジェネリック差額通知」の送付や「ジェネリック医薬品希望シール」の配布を実施するとともに、実際にかかった医療費総額を記載した「医療費通知」の送付を取り組んでいます。医療費の推移に注意しながら、引き続き医療費の抑制に向けた取組を実施する必要があります。

また、国民健康保険の県単位化に伴い、令和6（2024）年度から県内統一の標準保険税率が導入されます。被保険者の負担の公平性を確保できるよう、引き続き県と連携しながら、健全な財政運営に向けて取り組む必要があります。

具体的な取組

◆ 効果的な保健事業の実施

・「第3期王寺町国民健康保険データヘルス計画」に基づく保健事業

これまで実施してきた保健事業（特定健康診査未受診者受診勧奨事業、健診異常値放置者受診勧奨事業、糖尿病性腎症重症化予防事業）に対する評価・検証及び詳細な医療費分析を反映した、「第3期王寺町国民健康保険データヘルス計画」に基づいて、生活習慣病の予防を中心とした保健事業を引き続き実施します。

・特定健康診査の未受診者対策

「未受診者受診勧奨事業」として、特定健康診査対象者に個別通知や電話勧奨を行い、受診者には雪丸グッズ等をプレゼントするなど、引き続き特定健康診査の受診率向上に向けて取り組みます。また、「人間ドック助成制度」についても周知方法の工夫等を行うことで、更なる利用促進に努めます。

◆ 国民健康保険の健全な運営

・ジェネリック医薬品への切替促進

「ジェネリック差額通知」の送付や「ジェネリック医薬品希望シール」の配布を引き続き実施します。

・「医療費通知」の送付

同じ疾病で同時に複数の医療機関を受診する「重複受診」の抑制や、実際にかかった医療費総額の意識付けのため、「医療費通知」の送付を引き続き実施します。

・国民健康保険税の納税

国民健康保険税が納期限までに納付されるよう、納税に関する啓発に取り組むとともに、窓口での積極的な働きかけにより、便利で確実な口座振替による納税を推進します。また、令和4年度に

導入済みのコンビニ納付やスマートフォン決済アプリに加えて、多様な納付方法の拡充を図ります。悪質な滞納者に対しては、差押えをはじめとした滞納処分を行う等、厳正に対処します。

・マイナ保険証の普及

国民健康保険加入者に対するマイナ保険証の普及のため、納税通知書や保険証（資格確認書）の発送時に勧奨チラシを同封するほか、広報紙や町公式サイトでマイナ保険証のメリット（マイナポータルでの特定健康診査結果や薬剤情報の閲覧、限度額適用認定の手続不要など）について広く周知します。

役割分担

	住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健康診査や人間ドック等を積極的に受診し、生活習慣病の早期発見・早期治療に努めます。 ●ジェネリック医薬品を積極的に利用します。 ●かかりつけ医を持ち、重複受診を避ける等、適切に医療機関を利用します。 ●国民健康保険税を納期限までに納付します。
	地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●お互いが誘い合い、地域全体で特定健康診査や人間ドック等を受診するきっかけづくりを進めます。
	団体、事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員に特定健康診査や人間ドック等の受診を呼びかけます。 ●従業員に健康保険の情報を提供します。